

令和 7 年度 下期

「テールゲートリフター特別教育(学科教育)講習」開催のご案内

労働安全衛生規則の一部を改正する省令「令和 5 年厚生労働省令第 33 号」及び安全衛生規則特別教育規程の一部を改正する件(令和 5 年厚生労働省告示第 104 号)が令和 5 年 3 月 28 日に公布され、貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作業務が、労働安全衛生法第 59 条第 3 項に基づく特別教育の対象となり、令和 6 年 2 月 1 日施行日以降は、下記のカリキュラムによる特別教育(義務化)を受けた者でなければ、テールゲートリフターを使用した荷役作業を行うことができなくなりました。

つきましては、富山県支部では、講習科目のうち「学科教育講習」を下記の日程にて講習会を開催いたしますので、受講されますようご案内申し上げます。

1 開催時間

8:30~13:00(いずれの講習も同じ時間)

(時間に遅れますと受講ができませんのでご注意ください。)

2 開催場所・日程

開催場所	講習会番号	開催日時	定員	受講対象
富山県トラック会館 3 階研修室 富山市婦中町島本郷 1-5	第 1 回	6 月 28 日(土)	60 名	会員・非会員
	第 2 回	8 月 23 日(土)	60 名	会員・非会員
	第 3 回	11 月 29 日(土)	60 名	会員・非会員
	第 4 回	2 月 28 日(土)	60 名	会員・非会員

3 対象者

テールゲートリフターを直接操作する者及びテールゲートリフターに備え付けられた荷のキャスター・ストッパー等の操作、昇降版の展開・格納など、テールゲートリフターを使用する者を含む。

4 講習科目と時間(厚生労働省告示第 104 号 令和 5 年 3 月 28 日:安全衛生特別教育規程第 7 条の 4)

	科 目	講習時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	1.5H
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2.0H
	関係法令	0.5H
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法	2.0H 以上
※ 実技教育は、所属事業場にて実施願います。		

5 申込方法

- (1) 「受講申込書」に必要事項を記載し、FAX 等又は当協会までご持参ください。
尚、「受講申込書」の提出(FAX 可)と「受講料」をお支払い頂いて正式申込となります。
- (2) 申込期間は、随時受付します。受講日の 10 日前、但し、各日程が定員に達し次第締切ります。

6 申込先・お問い合わせ先

〒 939—2708

富山市婦中町島本郷 1-5

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 富山県支部

TEL 076—495—8840 FAX 076—495—2010

<http://www.toyamatrucking.or.jp/rsb/>

7 受講料

会 員	8,800 円(テキスト代、消費税込)
非会員	11,000 円(テキスト代、消費税込)

- (1) 受講料は、受講日の10日前迄にお支払い下さい。
お支払い方法は、事前に窓口又は現金書留、銀行振込みのいずれかにてお願いします。
(銀行振り込みの際の振込手数料は受講者負担でお願いします。)
- (2) 振込先口座
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 富山県支部
陸運労災防止協会 富山県支部(略称可)
北陸銀行電気ビル支店 普通預金 4033590
登録番号 T4-0104-0500-1852

8 その他

- (1) 本講習修了者には「学科教育受講証明書」を交付いたします。
- (2) 受講を取消しされる際は、講習開始日の 1 週間前までにご連絡いただいた場合に限り、返金いたします。
- (3) 受講者が著しく少ない場合及び事変等により、講習日を変更又は中止することがあります。
- (4) テキストは、講習日当日にお渡しいたします。
- (5) お車でお越しの際、駐車場における盗難や事故については、一切責任を負いかねます。
- (6) 本申込により得られた個人情報、テールゲートリフター特別教育講習以外には使用いたしません。
- (7) 事業者は、特別教育の受講者、受講日時、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。